

帯広市空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

#### 帯広市条例第 25 号

帯広市空港管理条例の一部を改正する条例

帯広市空港管理条例（昭和 55 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号を削る。

第 7 条を次のように改める。

（空港への入場制限）

第 7 条 市長は、混雑の予防その他空港の管理上必要があるときは、空港への入場を制限することができる。

第 8 条第 2 号を次のように改める。

(2) 制限区域内に立ち入ることについて市長の許可を受けた者

第 8 条第 3 号を削る。

第 31 条を第 43 条とする。

第 30 条第 2 項第 3 号中「第 26 条」を「第 38 条」に改め、同条を第 42 条とし、第 25 条から第 29 条までを 12 条ずつ繰り下げる。

第 4 章を第 5 章とし、第 3 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 4 章 運営者の指定

（運営者の指定の手続等）

第 25 条 市長は、必要があると認めるときは、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）附則第 14 条第 1 項の規定により、空港の運営等（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 1 号に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「運営者」という。）を指定することができる。この場合において、運営者の指定は、規則で定めるところにより市長に申請を行った者が次に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等を実施することについて適正かつ確実な計画を有すること。

(2) 空港の運営等を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2 運営者が行う空港の運営等の基準は、次のとおりとする。

(1) 法令（条例及び規則を含む。）を遵守すること。

(2) 運営者の役員及び従業員並びにこれらの者であった者は、空港の運営等の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める基準

3 運営者が行う空港の運営等の業務は、次のとおりとする。

(1) 空港の運営等であつて、使用料等（空港法（昭和31年法律第80号）第13条第1項に規定する着陸料等をいう。以下同じ。）を自らの収入として収受するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める業務  
（施設使用料）

第26条 運営者を指定した場合は、使用料等、空港航空保安施設使用料（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設の使用料をいう。）、土地建物等使用料、駐車料金その他施設の使用に係る料金（以下「施設使用料」という。）は、運営者が定めるものとする。

2 前項の場合における施設使用料は、運営者に納めなければならない。

3 運営者は、駐車料金を定め、又は変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（適用除外）

第27条 第2章（第2条第1項本文を除く。）、第3章、第5章（第43条を除く。）及び附則第3項から第6項までの規定は、第25条第1項の規定に基づき運営者が同条第3項の業務を行う場合については、適用しない。

（実施方針）

第28条 市長は、運営者の指定を行おうとするときは、運営者の指定の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(1) 空港運営事業等に関する事項

(2) 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(3) 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(4) 空港の立地並びに規模及び配置に関する事項

(5) 空港の運営等の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(6) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、実施方針を定めたとき、及び変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（民間事業者の選定等）

第29条 市長は、前条の規定により実施方針を公表したときは、運営者となる民間事業者を公募し、選定するものとする。

2 市長は、民間事業者の選定に当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 市長は、運営者の指定に当たっては、前項の規定による評価結果を踏まえ、民活空港運営法附則第14条第5項の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。

- 4 市長は、運営者の指定をしたときは、その商号又は名称その他民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成 25 年国土交通省令第 63 号）で定める事項を公表しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、民間事業者の選定等において必要な手続は、規則で定めるものとする。

（空港機能施設事業を行う者の指定）

第 30 条 市長は、次に掲げる要件を備えていると認められる者を、その申請により、空港機能施設事業（空港法第 15 条第 1 項に規定する空港機能施設事業をいう。以下この項及び第 32 条から第 36 条までにおいて同じ。）を行う者として指定することができる。

- (1) 基本方針（空港法第 3 条第 1 項に規定する基本方針をいう。次号において同じ。）に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。
- (2) 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法人又は団体であつて、その役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があること。

3 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けた者（以下この条から第 36 条までにおいて「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公示するものとする。

4 指定空港機能施設事業者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（旅客取扱施設利用料）

第 31 条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（空港法第 16 条第 1 項に規定する旅客取扱施設利用料をいう。第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様

とする。

- 2 市長は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。
- 3 第1項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 第1項の指定空港機能施設事業者は、第3項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(区分経理)

第32条 指定空港機能施設事業者は、規則で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督命令)

第33条 市長は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(事業の休止及び廃止)

第34条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(指定の取消し)

第35条 市長は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 第33条の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、指定空港機能施設事業者が前条の規定による空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第30条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により第30条第1項の規定による指定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定を取り消した場合における措置)

第36条 指定空港機能施設事業者は、前条第1項又は第2項の規定により第30条第1項の規定による指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全部を、市長又は当

該空港機能施設事業の全部を承継するものとして市長が指定する指定空港機能施設事業者に引き継がなければならない。ただし、空港の供用が廃止される場合においては、この限りでない。

附則第5項中「(昭和27年法律第231号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。